昭和31年9月15日 (第28号) THE GOSHOGAWARASHI OFFIOIAL REPORT (毎月1回15日発行) 1部2円


# 五所川原市広報

発行所 青森県五所川原市役所
電話 28・128・329・537
発行兼編集人 市長室・広報係
印刷所 泉印刷社


市の人口
(8月末現在)
男19.798 女20.311
計40.109 世帯7.166

## 梅田 中泉 分村問題解決か

### 廿二日 自治廳で四者會談

吉浦自治廳振興課長は梅田、中泉の分村問題の實情調査のため去る十五日來縣、小笠原縣政方課長を伴い、鶴田町と五所川原市の理事者からそれぞれ事情を聽取し、更らに梅田、中泉の住民からもありのまゝの聲を聞いて歸京したが、去る二十二日この調査に基く自治廳獨自の立場から、外崎市長及び澁谷鶴田町長以下の兩市町關係者及び縣關係者を自治廳に招致し、円滿解決への四者懇談会を開くことになつた。市からは上京中の外崎市長と仙庭議長、新岡總務課長が二十日夜の急行で上京參加したが、過般吉浦振興課長が來市の際

鶴田町の態度は遺憾であること、鶴田町が法の命するところにより住民投票を行わない場合は縣の代執行で住民の意志を問う以外方法はないこと

等相当思い切つた發言をしているので、結局この觀点に立つて解決への途を見出す事になるものと思われ、本市にとつて明るい期待が持たれている

## 七和村の合併本極り

### 十月一日実施と決定

市町村合併促進法が九月末日を以て効力を失うので、県はかねて合併計画のあつた町村に対し、長谷川総務部長以下総出動で合併促進を勧めていたが、七和村では二十一日臨時議会を開き同村七部落のうち、下石川を除く高野、柾子沢、羽野木沢、原子、俵元、前田野目の六部落を五所川原に合併することを決議し、合併の期日を十月一日と決定した。七和村の本市との合併は昨年の市制施行当時から気運が醸成され、一度は村議会の議決まで行われたが、その後岡村への合併と一部の間にあつれきを生じ、一応振り出しへ戻つて今日に至つたものであるが、なお下石川部落は浜岡町への分村合併する事に決定した。なお、七和村の官報告示人口は八百八世帯四千八百四十九人で下石川を除いて七和村の人口は四万五千余となり、著しい膨脹振りである。

## 定例市議会

定例市議会は二十九日招集つぎの案件を審議する

一、專決処分報告
一、一般会計予算
一、五所川原市教育委員会委員任命について承認を求めるの件
一、五所川原市水道給水条例一部改正条例制定の件
一、五所川原市水道事業施設一部廃止に関する件
一、五所川原市水道事業施設一部廃止に関する件
一、五所川原市有地貸付に関する件
一、五所川原市有地貸付に関する件
一、予算外義務負担に関する件
一、予算外義務負担に関する件
一、漆川橋建設に関する件
一、五所川原市役所当直室等建設に関する件
一、現場監督員に関する件
一、土地収用に関する件
一、復興住宅買収に関する件
一、鶴ヶ岡小学校給水工事施行に関する件
一、鶴ヶ岡小学校通学道路工事に関する件
一、栄小学校非常階段建設一件
一、処分現場監督署家屋処分に関する件
一、処分現場監督署家屋処分に関する件
一、市公営住宅入居者受付に関する件
一、簡易郵便局設置方請願の件

## 市公營住宅入居者受付

市公営住宅の入居受付は次ぎの通り行われる

◆申込期間十月五日カラ同二十日マデ

◆住宅所在地

1、第一種簡易耐火構造二階建十二戸（一戸十二坪）寺町 全上十六戸 漆川

2、第一種木造住宅 十戸（一戸十一坪）幾世森

3、簡易耐火構造平家建 五戸（九坪）神山字山口 越 六戸（九坪）飯詰

◆家賃 一ヶ月

第一種耐火二階建 二四〇〇円

第一種木造 一八〇〇円

第二種耐火平家建 一二〇〇円

（敷金ハ家賃ノ三ヵ月分コレハ退去ノ際返還）

詳細は市役所厚生課に問合せのこと

## 一お役所への苦情相談 遠慮なく申出下さい

監察局では役所の仕事が適正かつ効率的に運営され、また綱紀が粛正されるように行政監査を行い、勤務をして是正努めております。

2、刑事事件または民事の事件に関係のある地方公共団体固有の自治行政に関するもの

が、他面では役所の仕事に対する一般の不満の声も少くありません。そこで昨年三月から局内に行政苦情相談所を開設し、皆さんが役所のやりかたについて不利不便を受けているとか苦情ある場合、皆さんから直接相談所に申出てもらつてこれを解決、促進して行政の民主化に資することとしておりますから、苦情のあるかたは遠慮なく申出て下さい

なお、苦情の申立は個人、法人、団体のいずれでもよく、また口頭（電話）でも文書でも結構ですが、この苦情の処地は当局の行政監察の一環として行うものでありますから

1、国の委任または補助等に関係のある地方公共団体

△各省およびその出先機関

△地方公共団体が国の委任または補助を受けてやつている仕事

△四公社、五公団、五公庫

申出場所

青森地方監察局行政苦情相談所

青森市親見町一二七

（電話六四〇七・六四三六）

## 福祉大会大盛況

第五回青森県福祉大会は既報のように十六、十七の二日間五農高体育館で開かれ

參会者千六百名という本大会未曾有の盛況を見たが、第二日目は竹内代議士も顔を見せ、本会の発展のため国会議員として更らに一層努力し、福祉関係者の熱意にこたえたいと激励した（写真は大会場と演説する竹内代議士）

## 話題おちこち

## 本市の高齢者

としよりの日の九月十五日本市では各支所毎に敬老会を開いて長寿を祝つたが、同日現在本市の九十才以上の高齢者はつぎの二名である

山口松三郎 昆沙門 文久元年二月十三日生（満九十五才）

藤田イヨ 蓑 文久三年二月二日生（満九十三才）

## 青森消防軍優勝

県内六市消防軍の軟式野球大会は十六日午前十時から五所川原小学校々庭で挙行（八戸、三本木、黒石久場）堀内青森市消防長の始球で試合は開始されたが、結局青森軍に勝して優勝五所川原軍は本命の弘前軍に惜敗二位となつた（写真優勝旗授与式）

| | | |
|---|---|---|
| 五所 | 11 | 10 |
| 青森 | 0 | 0 |
| 弘前 | 4 | 0 |
| 五所 | 19 | 0 |
| 弘前 | 0 | 0 |
| 青森 | 0 | 0 |
| | 3—0 | 16—6 |

| | | |
|---|---|---|
| 五所 | 11 | 7 |
| 青森 | 0 | 3 |
| 弘前 | 0 | 0 |
| 五所 | 0 | 1 |
| 弘前 | 2 | 0 |
| 青森 | 0 | 3 |
| | 0 | 0 |
| | 2 | 0 |
| | 0 | 0 |
| | 0 | 0 |
| | 0 | 0 |
| | 1 | 0 |
| | 2 | 0 |
| | 0 | 0 |
| | 0 | 0 |
| | 0

最近本市の観光資源の開発が急速に進み、長橋から飯詰に至る十キロのコースが漸く脚光を浴びようとしている上に、この地帯はかなり傳説に富んでいる上に、埋れた観光資源が多いので、市内外から訪れる人も多く、又考古学跡係者や一般の驚いを呼び、次答のような貴重な文献や踏破記が市の広報係に寄せられている

## 五所川原 観光地帯の遺跡

## 大史実の待期発見

### 神山館

嘉吉二年秋（南部義政不意に十三の福島城を襲うて之を乗取り、城主安東盛季松前へ奔るや、南部氏は北方の押として神山に大規模の関所兼用の館を築き、鳴海左京亮を遣わして之を守らしむ

其の後神山や飯詰等は浪岡北畠家の支配となったが、天正六年七月（三七八年前）浪岡落城するや、当時の守将神山（本姓鳴海）左京助戦わずして深浦へ逃げ、千葉弾正の食客となった。其の子小右ェ門は三代の藩主信義公に召抱られ、其の子は勘兵ェで四代信政公より開拓事行を命ぜられ、寛文より元禄にかけて五所川原新田十五ヶ村、金木新田十八ヶ村を切り拓いた大功労者であるのだ。其の子孫神山清見は函館市中島町に現住して居る。

（氏士福）

因に大規模たりし館址は、殆んど宅地や畑地となり、今や葛西権十郎の屋敷の一角に、鳴海業代の墓地と土塁が僅かに存するのみで、昔の面影を思ぶ事は出来ないが、此所へ開拓功労者として鳴海勘兵ェ、藤原清方氏の頌功碑を建設して、観光地帯の一ツの名所とするも

津軽考古学会長 福士貞蔵

### 「五所焼」普及への足場

### 先生達の陶器製作講習

市福祉事務所が長橋長者森の陶土を原料とする陶器五所焼を市の新興産業として普及したい、と三重県四日市から招聘した水谷智草楼師匠が、近く退五するので の機会に市内小中学校の図ここの先生達に、陶器の出来るまでの理論と実際を指導したいと、二十日市議会議事堂に約三十名の先生達を集め講習を行った。土遊びの講習だけに日頃謹厳な先生達もこの日ばかりは童心に返ってお師匠さんに質問攻め、思い〳〵の形の陶器を造ってこの日一日を有意義に送った。先生達はこの新知識を生徒に伝授し将来五所川原陶器産業開発への足掛りにするという

（写真は講習風景）

### 観光地帯颯画に

市観光協会では市役所が新らしく設定した神山から飯詰までの観光ルートを十六ミリ十巻に収め広く宣伝に乗り出す事になった

### 長者盛

長者盛は昔は岩城と称し、頂上の中央から掘を以て南北に区切り、南方の部は鉢巻形に相当な堀を廻らしている。天正の昔忠八という大酋長の居つた所である。或詰村沢六にヤナという綺麗な娘があつた

忠八は富豪を鼻にかけ、身分を顧みず沢六に縁談を申込んだ。如何に長者とはいえアイヌにはくれぬと断つた。所が忠八は之を見せたなら屹度ウンというだろうと、結納物を馬十匹に満載して渡わしたが、それでもウンと承知しなかつた。それが悪い事に沢六親子を殺してしまつた。こんな乱暴な奴であるから高橋城主朝日左衛門尉は親らこの討たんとしたがアイヌを相手にするはおとなしくないと思つて、善良市の大酋長八重に命じて之を討たしめた。八重は女の酋長ではあるが、戦は上手でタッター戦で之を亡してしまつたという伝説のある所である

### 高橋城

天正六年浪岡落城するや、部下の大炊迦、原子、神山などの館主は、或は降参し

赤意義あるであろう

或は敵わずして出奔したので、

矢はうつぼ、刀は鞘に納まりて、弓矢は更に、浪岡の里

と大浦勢（為信公）に笑われた。然るに独り高橋城主朝日左衛門尉藤原行安は余り馬鹿にするもんじゃない、浪岡家にも骨節の固い男があるぞ、さア来い、来れと飯詰の鍵児三百余人を以て高橋城に籠城すること十一ヶ年、其の間常勝軍の大浦勢の討手を破ぶること再三、浪岡家のため万丈の気を吐いたが、天正十六年六月遂に刀折れ矢盡きて、主従城を枕に討死した歴史的名城である

因に下古川中野万右ェ門氏は其の後裔で、木造の実相寺は、奥方が下古川に建立した法華庵の後身である。

以上三ヶ所は筆者の調査範囲内であるが其の遺蹟物等については、造詣の深い副会長秋元省三氏に譲ることにした

尚覚珠山一帯に亘る修験道の盛であつた千坊時代の遺蹟を、所界の権威者中道先生等に調査してもらうなら必らずや観光地帯を飾る大史実が発見されるであろう

### 古墳地帯踏破記

五所川原市役所総務課 佐々木喜郎

**長橋**地区若山と、馬の神山の中間に、滝ならびに古墳らしいものがあるという話を聞いて、市沙所総務課堀内、一戸、山谷、佐々木の一行が九月十八日午前五時出発、現地へ行つてみた。我々はこれによつて、市の観光地としての価値が変らかでも高ければと思つたのである

**気づ**かわれた天候も上々で、一行が若山をたつのが八時半、滝についたのが七時半、滝の上までは充分な道路があるが、滝つぼにおりるに坂が急なため、手間取つた

**滝は**北に向いており、高さは七、八十尺、北の方が、三十度位の斜面になつておるため、あらゆる角度から滝の観賞ができて、家族連の遊覧地としては市内最高ともいうことができよう。その上、滝のぼんが黒い岩で、滝つぼは、玉石のため、水がすごい位すんでいる。しかも滝の北側に清水の流れ落ちる所等あり、設備諸点と云うところ。

ただ難は滝つぼまで降りるに、こゝさえ若干改修すれば申分はなかろう。

我々一行はこの滝に市長の名を借りて千代の滝と命名した滝は早々に切あげて、話に聞えた古墳のものと、飯詰の中谷氏（市農商課長）が所蔵の古文書―これは相当の年代を経たものらしく、紙の上下が千切れ文字と絵形文字と覚しく、中にはアジヤ大陸と日本を含めた大鳥敢図もあり長者森古墳を実証する貴重なものと見られる

### 寫真

素晴らしい落水美を誇る六十余尺の千代ノ滝

### 今月の税金

#### 固定資産税

三期分

法人の市民税のうち昭和三十一年七月中に事業年度の終了した法人は、法人税割と均等割の申告をして九月三十日までに納付して下さい

法人税割（法人税額の百分の九、七）

均等割（四月から七月まで六六〇円）

△市税は納期を過ぎるとすぐ督促状を発付し、延滞金（百円につき一日三銭）や督促手数料（一通二十円）を徴収されます

納期限までに必ず納付するようにして下さい

### 差押物件の競売

市役所では市税の滞納者に対し督促状や催告状で再三督促し、なお誠意のない人にはやむなく滞納処分を実施しております。今度この差押した人のうち差押后に税金を納付していない人には差押財産の引上や、別項の公売公告のように競売を開始しますから今までに差押をうけて市税を完納していない人は大至急納付せて下さい

### 外國人の方へ

昭和二十九年に新規登録又は登録証明書の切替申請をした方はその申請をした日から二年目（昭和三十一年）に相当する日の前三十日以内に、居住地の市区町村役場に登録証明書の切替交付の申請をして下さい（執務時間以外の申請は受理しません）十四才以上の方は当市役所（支所）住民登録係へ届出下さい

記

一、転入届 当市内に住所を変更した人

一、転居届 住民に記載した事項に変更を生じた時

此のやうな場合には予め四日以内に当市役所住民登録係へ届出下さるやう、ます尚お正当なる理由なくして期間内に届出ない者は処されます

### 住民登録について

昭和三十一年五月十五日付通達の御家庭を訪問し調査致しましたがその後住所が変つてもまだ届出ない方があるようですから左記に該当するかたは至急当市役所（支所）住民登録係へ届出下さい

一、日時場所 九月二十五日午前十時五所川原市役所

一、方法 財産番号別による一般競争入札

一、入開札の時間 入札は当日の午前十時から開札

一、即時開札する

一、保証金、加入保証金、契約保証金は買受希望価格の一割以上とし、現金若しくは銀行の支拂保証ある小切手とする

一、公売代金の納付、九月三十日迄に納付すること

一、物件の引渡又は権利の移転、公売代金の納付后とする

一、その他、地積及び建坪は公簿による、詳細は税務課へ問合せのこと

## 公賣公告

國税徴収法第一九條の規定により差押財産を公売する

昭和三十一年九月十一日

五所川原市長 外崎千代

| 財産番号 | 公売財産の表示 | 見積価格(最低公売価格) |
|---|---|---|
| 1 | 五所川原市字錦町5番の18 原野2畝25歩（現況宅地85坪） | 425,000圓 |
| 2 | 同 字 57番の8 原野2畝25歩（現況宅地85坪） | 425,000 |
| 3 | 同 字 57番の7 家屋番号同字7番の10 木造瓦葺2階建工場1棟 139坪75 | 419,250 |
| 4 | 同 字 57番の8 家屋番号同字7番の10 木造瓦葺平家建17坪96 | 53,880 |
| 5 | 五所川原市字布屋町1番地 宅地78坪11 | 468,660 |
| 6 | 同上所在 家屋番号同字29番の2 木造亜鉛鋼板葺居宅1棟 建坪40坪 | 375,000 |
| 7 | 同上 家屋番号同字29番の2（現況居宅） 木造亜鉛メッキ鋼板葺物置1棟 建坪4坪 | 14,000 |
| 8 | 五所川原市字元町56番地 家屋番号57番 木造瓦葺2階建 居宅1棟32坪12 | 224,840 |
| 9 | 五所川原市字布屋町19番地 家屋番号25番の8号 木造瓦葺平家建 居宅1棟13坪5 | 81,000 |
| 10 | 五所川原市字錦町1番地の4 家屋1番の6 木造瓦葺平家建 居宅1棟 12坪 | 48,000 |
| 11 | 同上 1番地の6 家屋番号51番の2 木造瓦葺平家建 居宅1棟13坪 | 117,000 |
| 12 | 五所川原市字東町9番地 家屋番号20番の4号 木造瓦葺 平家建 居宅1棟 18坪 | 162,000 |
| 13 | 同上 7番地 家屋番号11番の4号 木造瓦葺2階建 料理店兼居宅62坪5 | 843,750 |
| 14 | 五所川原市字下平井町143番地 家屋番号67番 木造瓦ぶき2階建 住家1むね59坪5 | 773,500 |
| 15 | 五所川原市字敷島町62番地 家屋番号68番の3 木造瓦ぶき平家建 居宅兼工場1むね44坪 | 365,200 |